

◆ 廃車・名義変更などの手続きはお早めに

軽自動車・原動機付自転車などの手続き 【問い合わせ】 課税課 ☎ 22-9613 FAX 22-9618

■ 手続きは3月中にしましょう

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に1年分の税額が課税されるため、4月2日以降、年度の途中で廃車や名義変更をしても、1年分の税額を納めていただくこととなります。

このため、毎年3月末には廃車や名義変更手続きが集中し、大変混雑します。これらの手続きが必要な場合は早めに手続きを済ませてください。また、普通自動車についても大変混雑しますので、早めに手続きを済ませてください。

販売業者などに廃車手続きを依頼して、標識（ナンバープレート）ごと車両を引き渡した人は、廃車手続きが完了しているかどうかを、車両を引き渡した販売業者などに再度確認してください。

< 手続きに必要なもの >

【廃車手続きの場合】

印鑑・標識（ナンバープレート）・標識交付証明書

【名義変更手続きの場合】

両者の印鑑・標識交付証明書

※すべての手続きには、窓口へ来た人の身分証明書が

必要です。

※必要な書類などは、車種や手続き内容によって異なります。必ず事前にお問い合わせください。

【問い合わせ】

◆ 三・四輪の軽自動車について

軽自動車検査協会三重事務所

☎ 050-3816-1779

◆ 二輪の軽自動車・小型自動車について

中部運輸局三重運輸支局

☎ 050-5540-2055

◆ 原動機付自転車・小型特殊自動車・農耕作業用等自動車について

課税課・各支所住民福祉課

■ 減免を受けるには毎年申請が必要です

身体障害者手帳や療育手帳などをお持ちで、軽自動車税の減免を受ける人は、納税通知書が届いてから納期限の5月31日(水)までに減免申請書に必要な事項を記入し、必要書類を添付の上、申請してください。

※この申請は、現在、減免を受けている人が、引き続き減免を受ける場合も必要です。

◆ 見逃さないで！こころのSOS

3月は自殺対策強化月間です

【問い合わせ】 健康推進課
☎ 22-9653 FAX 22-9666

私たちはこころや体が多少つらくても、「気の持ちようでがんばれる」「時間がたてば良くなる」「これくらいで弱音を吐くわけにはいかない」などと思ってしまいがちです。しかし、そうやって無理を続けると本当の病気になってしまうかもしれません。

自分の体の声に耳を傾けて、こころのSOSを見逃さないようにしましょう。

▶ 直近の2週間で次のようなことがありましたか？

- 毎日の生活に充実感がない
- これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった
- 以前は楽にできていたことがおっくうに感じる
- 自分が役に立つ人間だと思えない
- 訳もなく疲れたような感じがする

⇒ これらの項目のうち2つ以上に当てはまり、その状態がほとんど毎日続いていて生活に支障が出ている場合、うつの可能性がります。

◆ かけがえのない命を守るために

身近な人が疲れている、元気がないなど、“いつもと違う”ことに気付いたら声をかけ、早めに専門機関につなぎましょう。

自殺の原因はさまざまですが、自ら命を絶つ人は全国で毎年2万5,000人、三重県では350人前後で推移しています。月別の自殺者数が最も多い3月を「自殺対策強化月間」として、全国の自治体でさまざまな取り組みを行っており、市内でも啓発事業を行っています。

三重県こころの健康センターでは、自殺予防・自死遺族電話相談（毎週月曜日の午後1時～4時）・面接相談（要予約）を実施しています。

【問い合わせ】

○ 三重県こころの健康センター

☎ 059-223-5243

FAX 059-223-5242

○ 健康推進課



◆ 来年度の税額をご確認ください

平成 29 年度の軽自動車税額

【問い合わせ】 課税課

☎ 22-9613 FAX 22-9618

■ 原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車

車両種別		年税額 (円)
原動機付自転車	50cc 以下	2,000
	90cc 以下	2,000
	125cc 以下	2,400
	ミニカー	3,700
小型特殊自動車	農耕作業用 (トラクターなど)	2,400
	その他 (フォークリフトなど)	5,900
二輪の軽自動車	125cc 超～250cc 以下	3,600
二輪の小型自動車	250cc 超	6,000

■ 三輪以上の軽自動車

車両種別	年税額 (円)		
	平成 27 年 3 月 31 日 以前の新規登録車両	平成 27 年 4 月 1 日 以降の新規登録車両	新規登録後 13 年 経過車両
三輪車	3,100	3,900	4,600
四輪乗用	営業用	5,500	6,900
	自家用	7,200	10,800
四輪貨物	営業用	3,000	3,800
	自家用	4,000	5,000
被けん引車	2,400	3,600	2,400

■ 軽自動車税のグリーン化特例 (税額の軽減)

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに新規登録した三輪以上の軽自動車
排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、平成 ~~28~~²⁹ 年度の税額が軽減されます。

車両種別	平成 29 年度の年税額 (円)			
	軽減なし	①おおむね 75%軽減	②おおむね 50%軽減	③おおむね 25%軽減
三輪車	3,900	1,000	2,000	3,000
四輪乗用	営業用	6,900	1,800	3,500
	自家用	10,800	2,700	5,400
四輪貨物	営業用	3,800	1,000	1,900
	自家用	5,000	1,300	2,500
被けん引車	3,600	—	—	—

①電気自動車・天然ガス軽自動車 (平成 21 年排出ガス基準 10%低減達成車)

②四輪乗用：★★★★★かつ平成 32 年度燃費基準 + 20%達成車

四輪貨物：★★★★★かつ平成 27 年度燃費基準 + 35%達成車

③四輪乗用：★★★★★かつ平成 32 年度燃費基準達成車

四輪貨物：★★★★★かつ平成 27 年度燃費基準 + 15%達成車

*★★★★★…平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車

※②は、燃料が揮発油 (ガソリン) の車両に限る。

※燃費基準の達成状況は、車検証の備考欄に記載されています。



◆ 施設の利用や申し込みの際はご注意ください

上野東部地区市民センターの移転

【問い合わせ】 上野支所振興課

☎ 22-9633 FAX 22-9694

上野東部地区市民センター兼公民館は、3 月 17 日
 (金) から移転先で業務を開始します。

また、引越し作業のため、3 月 16 日 (木) は休館します。
ご理解・ご協力をお願いします。

※ 3 月中の施設の利用については、上野東部地区市民

センターへお問い合わせください。

【移転先】

〒 518-0833

伊賀市緑ヶ丘東町 920 番地

☎ / FAX 24-3999

